

国際文化学研究推進インスティテュートの年度報告書編集発行に関する申し合わせ

令和5年3月6日制定

(目的)

第1条 国際文化学研究推進インスティテュート(以下、Promis)は、インスティテュート、各センター、各研究プロジェクト等の活動成果を広く周知し、国際文化学の研究を推進することを目的として、年度報告書(以下、本誌)を発行する。

2 本誌のタイトルは、年報 Promis とする。

(発行頻度)

第2条 本誌は原則として、年1回、年度末に発行する。

(発行形態)

第3条 本誌は冊子体とオンラインで発行する。

2 本誌の ISSN 番号を冊子体は 2758-6626 し、オンラインは 2758-6634 とする。

(編集発行事務)

第4条 本誌の編集及び発行事務は、Promis 事務局内に設置された編集委員会が行う。

2 編集委員会は正副インスティテュート長の監理の下、学術研究員が構成する。

(別冊の発行)

第5条 Promis 事務局は必要を認めた際、本誌とは別に別冊を発行する。

2 別冊は、規模と内容により本誌とは独立した冊子に記録を掲載することが適切であると判断される研究プロジェクト又はセミナーを特集するものとして発行する。

3 別冊の発行は、発行を希望する研究プロジェクト代表者又はセミナー主宰者の申請を Promis 事務局で審査のうえ、決定する。

4 別冊の編集は編集委員会の支援を受けつつ、原則として当該の研究プロジェクト代表者又はセミナー主宰者が負うものとする。

5 別冊は原則として、電子媒体のみで発行する。

(執筆者)

第6条 本誌並びに別冊の執筆者は、次に掲げる者とする。

(1) 学術研究員並びに協力研究員

(2) 神戸大学大学院国際文化学研究科に配置された教員並びに神戸大学国際人間科学部に主に配置された教員

(3) 上記の各号以外の者で、Promis 事務局が年度報告書の趣旨にふさわしいと判断した者

(原稿の種類)

第 7 条 本誌並びに別冊に掲載される原稿は、次に掲げるものとする。

- (1) 論文
- (2) 研究ノート
- (3) 書評・著書紹介
- (4) 各センターの記録
- (5) 各研究プロジェクトの記録
- (6) 各セミナーの記録

2 その他、Promis 事務局が必要と認めたもの

(著作権)

第 8 条 本誌並びに別冊に掲載された原稿の著作権は、Promis に帰属する。

2 著者が当該原稿を他の著作に転載又は公衆送信する場合は、あらかじめ Promis 事務局の許諾を得ることとする。

(発行経費)

第 9 条 本誌並びに別冊の発行に関する経費は、Promis の予算をもってこれにあてる。

(執筆要領)

第 10 条 Promis 事務局は、本誌並びに別冊発行に関する細則を定めるため、別途、執筆要領を作成する。各年度の執筆要領の修正と周知は、編集委員会が行う。

附 則

この規程は令和 5 年 3 月 6 日から施行する